

会員の安全を守るため

夏期の屋外除草作業について

ご理解とご協力をお願いいたします

近年の猛暑・酷暑は年々厳しさを増し、熱中症による重篤な事故や死亡事故が全国で発生しています。

三木市シルバー人材センターでは、会員が安心・安全に就業できるよう、夏季の除草作業を以下のとおり見直します。

次年度以降の発注にも適用いたします。ご理解ご協力をお願いいたします。



◆夏期（7～9月）の屋外除草作業における発注者さまへのお願い

夏期（7月15日～9月15日）は出来るだけ時期をずらしての作業日程調整にご協力下さい。

作業に入る場合でも、

- 作業完了まで日数をいただく場合があります。

- 午前中を中心とした半日就業にご理解下さい。

（例えば、通常1日かかる仕事であれば、1日目午前、2日目午前に分けての複数日就業にご協力下さい）

- 天候等により日程変更をお願いする場合があります。

- 当期間、急傾斜地や炎天下で日陰のない現場は、作業をお断りする場合があります。

会員の安全と健康を守り、熱中症事故を未然に防ぐための措置です。
安全な作業環境を確保し、今後も継続してサービスをご提供するため、
ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年7月28日
公益社団法人 三木市シルバー人材センター

